

絆 要 望 項 目 一 覧

平成26年度当初分

要望項目	左 に 対 す る 対 応 方 針 等
1 鳥取大学医学部に食物アレルギー専門外来を1日も早く作るよう働きかけること。	<p>平成24年10月19日に知事から鳥取大学医学部附属病院長に対し、アレルギー外来設置の要請を行った。</p> <p>また、平成25年3月21日にアレルギー専門医、学校関係者等で構成する食物アレルギー対策検討会を開催した結果、同病院に外来を設置することが最も現実的かつ効果的であるという意見で一致し、検討会から同病院に対して外来設置を要請した。</p> <p>専門外来を設置するためには専門医の養成や受入体制の整備が必要であり、同病院ではアレルギー専門医を招き研修会を実施したほか、医師1名を成育医療センターの講習会に派遣するなど、外来設置に向けて準備を進めているところである。(設置時期は未定)</p> <p style="text-align: right;">・食物アレルギー対策推進事業 504千円</p>
2 DV以外の以下のようなケースに対しても一時保護委託対象となるよう検討すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・帰宅途中に強姦、腹部を切られた女性が自宅周辺で事件にあったため、自宅に戻れず、シェルターに入所。3ヶ月半、高校への送り迎えを含めお世話をした。 ・県内のストーカー被害者が東京の知人宅に転居するまでの10日間、シェルターに入所した。 ・身寄りのないホームレスの女性を交番からの紹介で泊めた。 ・息子夫婦の暴力から逃れ、車中生活の夫婦(夫88歳、妻72歳)を3日間シェルターで保護した。 ・近畿地方からのストーカー被害者(鳥取県出身)を警察からの依頼でシェルターで保護。姉も子どもも同伴で共に入所。1ヶ月保護した。 	<p>現状では民間シェルターにおける一時保護委託の対象となっていない御指摘のようなケースについても、一時保護委託の対象とするよう、県において弾力的に対応する。</p> <p>なお、御指摘のケースの中には婦人保護所による一時保護の対象となると考えられるものもあることから、被害者からの相談を受ける警察との連携に努めたい。</p>
3 児童相談所の相談体制について、子どものマイナス状況(虐待など)に応じたものであるかどうか検証し、充実させること。	<p>本県では児童相談に対応する児童福祉司について、全国平均(人口46,200人に1人)に比べ非常に手厚い配置(人口32,700人に1人:全国3位)がなされており、児童虐待対応協力員についても、平成22年度から各児童相談所1名体制から2名体制へと増員して体制の充実を図っている。</p> <p>施設設備面においても、児童相談所の増改築整備により相談室等の数を増やし、相談体制の強化を図っているところである。(米子児童相談所:25年度改修済、倉吉児童相談所:26年度改修予定)今後も引き続き相談体制の充実を図っていきたい。</p>
4 発達障がいのある児童・生徒への理解と支援の強化	
・特別支援教育主任の専門化と、キャリアアップを行うこと。	特別支援教育主任の研修について、昨年度まで新任の特別支援教育主任を対象としていたが、今年度から全ての公立小・中・高等学校を対象とした悉皆研修としており、引き続き取り組んでいく。

要望項目	左 対 する 対 応 方 針 等
	<p>また、特別な支援を必要とする児童生徒への対応は、組織的な対応が必要であり、管理職が特別支援教育に対して正しい理解を持ち、リーダーシップを発揮しながら校内体制を整備していくことが重要であることから、これまで新任管理職のみを必修とし他は希望者の受講としていた研修を、平成26年度からは悉皆研修とすることとしている。</p> <p>・発達障がい児童生徒等支援事業（小中高等学校管理職等専門性向上事業） 152千円</p>
<p>・鳥取県発達障がい者支援センターと福祉関係、学校との連携を強化すること。</p>	<p>鳥取県発達障がい者支援センターでは、従来から積極的に福祉施設及び教育機関に出かけて相談、研修等の支援をしている。特に平成18年度からは発達障がい児支援の経験のある教員を配置し、学校に対する支援の強化に努めている。</p> <p>今後も、地域の自立支援協議会や各地区の特別支援教育連絡会、保育所・学校等で開催される支援会議等での助言を積極的に行うなど、福祉関係、学校と引き続き強く連携しながら発達障がいのある児童・生徒への支援を行っていく。</p>
<p>・鳥取県発達障がい者支援センターに、発達障がい児支援の経験のある教員の増員を行うこと。</p>	<p>平成18年度から発達障がい児支援の経験のある教員を1名配置しており、学校の状況を踏まえた具体的支援内容の伝達調整等、学校における発達障がいへの特性理解と支援技術の向上に重要な役割を果たしていただいている。</p> <p>一方で、鳥取県発達障がい者支援センターの相談事例については、以前に比べ困難事例が増加し、より高い専門性を求められていることから、教員の増員よりもむしろ、限られた体制において高い専門性を身につけた職員の育成や支援技術の継承の強化を図っていきたい。</p>
<p>5 高齢者の孤独死や社会的孤立防止への取り組み</p>	
<p>・民生委員や地域組織による既存の見守り体制にとどまらない、福祉協力員制度等の地域社会全体での見守りや、支え合いの体制を構築するための支援を行うこと。</p>	<p>近年、高齢者の孤独死、社会的孤立の問題が表面化してきており、こうした事態の解消に向けて地域住民による共助＝支え愛が不可欠である。</p> <p>そのため、老人クラブにおける支え愛活動（友愛訪問）の充実、支え愛マップづくりを通じた住民主体の見守り支援の構築、新聞や宅配事業者等による見守り、配食時でのボランティアなど、複層的に支援を要する方への地域での見守りネットワークの構築を目指しており、こうした支え愛活動に取り組む団体や市町村への財政支援、災害時要援護者対策など、引き続き体制強化のための取組を進めるための経費について当初予算において検討している。</p> <p>・とっとり支え愛体制づくり事業 40,678千円</p> <p>・みんなで支え愛！災害時要支援者対策推進事業 16,300千円</p>
<p>・重層的な見守り・支え合いの仕組みづくりに向け、ネットワークの構築や財政支援、個人情報保護の取扱い等について広域的な支援を行うこと。</p>	<p>近年、高齢者の孤独死、社会的孤立の問題が表面化してきており、こうした事態の解消に向けて地域住民による共助＝支え愛が不可欠である。</p> <p>そのため、老人クラブにおける支え愛活動（友愛訪問）の充実、支え愛マップづくりを通じた住民主体の見守り支援の構築、新聞や宅配事業者等による見守り、配食時でのボランティアなど、複層的に支援を要する方への地域での見守りネットワークの構築を目指しており、こうした支え愛活動に取り組む団体や市町村への財政支援、災害時要援護者対策など、引き続き体制強化のための取組を進めるための経費について当初予算において検討している。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
	<ul style="list-style-type: none"> <li style="display: flex; justify-content: space-between;">・とっとり支え愛体制づくり事業40,678千円 <li style="display: flex; justify-content: space-between;">・みんなで支え愛！災害時要支援者対策推進事業16,300千円
<p>6 生活困窮者自立促進支援に向けて 生活困窮者の自立相談支援や就労支援等の新しい第2のセーフティネットの仕組みが円滑に運営できるよう、パーソナルサポートセンター(仮称)の充実強化を図ること。</p>	<p>生活保護に至る前の段階にある生活困窮者の自立促進を図り、第2のセーフティネットの充実・強化を図ることを目的とした生活困窮者自立支援法が平成27年4月1日から施行される。</p> <p>この法律により、市町村等が実施する生活困窮者に対する自立支援事業の試行と、円滑な立ち上げの支援、人材育成等を図るため、国のモデル事業を活用し、鳥取県社会福祉協議会に「とっとりパーソナルサポートセンター」を平成25年11月25日に開所した。平成26年度も引き続き事業の試行と市町村における事業立ち上げの支援を行っていく。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li style="display: flex; justify-content: space-between;">・生活困窮者自立促進支援モデル事業40,000千円
<p>7 障がい者対策の充実について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域における相談支援体制や居住・教育・就労のあり方、また、知的障がい者の後見支援等を含めた総合的なサポート体制を整備すること。 	<p>平成26年度において鳥取県障害者計画(平成27～35年度)及び第4期鳥取県障害福祉計画(平成27～29年度)を策定する予定であり、地域における相談支援体制や居住・教育・就労等についても盛り込み、当該計画に基づいた障がい者施策の充実を図っていききたいと考えている。</p> <p>また、知的障がい者に対して「親亡き後」も絶え間なく支援するための引継書の作成・普及を目的とした「知的障がい者安心サポートファイル作成事業」を平成25年度から3年間計画で実施しているところであり、これらを活用しつつ知的障がい者の後見支援等を含めたサポート体制の整備を図っていききたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li style="display: flex; justify-content: space-between;">・知的障がい者「安心サポートファイル」作成事業1,562千円
<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者の社会参加や地域社会での理解の促進を図ること。 	<p>障がい者が社会の構成員として地域の中で生活が送れるよう、情報支援やコミュニケーション支援などの環境整備を図るほか、スポーツや芸術・文化活動などを通じて、障がい者が社会と関わったり様々な人と交流できる機会を増やしていききたい。</p> <p>また、障がいへの理解の促進を図るために平成21年から取り組んでいる「あいサポート運動」は、現在では島根県、広島県、奈良県、長野県との連携協定を締結し、着実にその輪が広がってきているところであり、引き続き県内外において運動を推進していききたい。</p> <p>特に、平成26年度は鳥取県で「あいサポート・アートとっとりフェスタ(第14回全国障がい者芸術・文化祭とっとり大会)」を開催することから、この大会を契機として、障がい者の社会参加や障がいへの理解の促進を一層図っていききたい。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設における多目的トイレ(例:成人のおむつ交換可能)の整備を促進すること。 	<p>全国障がい者芸術・文化祭の開催に合わせて、来場者の方が近隣施設を利用される際の利便性の向上に資するため、現在、県ホームページで公開しているバリアフリーマップを平成26年度に更新することに伴う調査票を3月中に県内施設に送付して現状調査を実施することとしている。</p> <p>この調査結果に基づき、県有施設については、施設の性格や利用状況を踏まえて車いす使用者用トイレ等の整備を進めていく。また、市町村の施設についても、車いす使用者用トイレ等の整備を働きかけていきたい。</p> <p>なお、全国障がい者芸術・文化祭の会場となる施設の多目的トイレ(成人のおむつ交換可能なベッ</p>

要望項目	左 対 する 対 応 方 針 等
	<p>ド等を備えたトイレ) については、障がい者団体からの意見も踏まえ、成人のおむつ交換可能なベッドがない施設について、ハード面で改修が難しい施設にはマット又は簡易ベッドを置いて対応していただいたり、多目的トイレ等をレンタルして対応する予定である。</p> <p>※会場となる県立施設は平成25年度内に整備完了予定。</p>
<p>・重症心身障がい児者の通所施設を整備拡充すること。</p>	<p>重度心身障がい児・者の支援の充実を図ることが必要と考えており、重症心身障がい児・者を受け入れる事業所を対象とした施設整備拡充策を当初予算において検討している。</p> <p>・重度障がい児者支援事業（重症心身障がい児者等利用施設基盤整備事業） 7,996千円</p>
<p>・聴覚障がい者対策として、手話通訳者の身分保障・社会的地位の向上を図ると共に、災害時連絡通報対策を講じること。</p>	<p>住民への避難勧告・指示など緊急情報の伝達は市町村が主体的に担っており、県内市町村では情報伝達の体制整備として防災行政無線の整備率100%となっている。聴覚障がいのある方に対しては、ファクシミリや携帯電話の電子メール（緊急速報（エリア）メールを含む）を活用した連絡や、近隣に住むボランティア等が訪問を行うことにより、迅速で確実な情報伝達体制の確立に努めるよう働きかけている。</p> <p>平成17年からは市町村が避難勧告等を発表した際には放送事業者の協力を受けテレビを活用したテロップ（文字）放送も行っている。さらに、新たなシステムとしてデジタルサイネージ（防災行政無線等の情報の電光掲示板）の導入も市町村に働きかけていきたい。</p> <p>なお、県としては、市町村による主体的な情報伝達を補完するものとして、聴覚障がいのある方を含め、あんしんトリピーメール、とりったー（ツイッター）、とりネットHP（携帯電話版含む）のほか、今年度末に構築する鳥取県災害情報システムにより、来年度から公共情報コモンズ（（一財）マルチメディア振興センターが運用）を活用して、テレビ、ラジオ等のメディアとの協力・連携を通してデータ放送、テロップ（文字）放送又は読み原稿等利用により県民へ情報伝達することとしている。</p> <p>手話通訳者の社会的地位の向上を図るため、手話通訳者の派遣報酬単価を2,000円/時間から3,000円/時間へ引き上げることを当初予算において検討している。</p> <p>鳥取県手話言語条例の制定により手話通訳者はますます重要な役割を担うと認識しており、今後も手話通訳者の処遇改善等に取り組んでいきたい。</p> <p>・手話でコミュニケーション事業 65,677千円</p> <p>また、聴覚障がい者は、悪天候時など自ら積極的に災害情報を入手することが大切であるが、情報を受け取りにくいという面があり、迅速に避難所への避難ができないことが懸念される。</p> <p>こうした事態を避けるためには、早い段階での隣近所による声かけ、安否確認が重要となり、日頃から自治会に加入したり、地域の避難訓練に参加したりするなど、近隣住民との関係性を深めておくことが大切である。</p> <p>市町村においては、災害時における要支援者対策として障がいのある方への個人避難支援計画の作成に努められているが、まだまだ十分ではない状況である。県としても、市町村に個人避難支援計画</p>

要望項目	左 対 する 対 応 方 針 等
	<p>の作成の促進、支え愛マップづくりなど住民が迅速に避難できる体制の整備への障がいのある方などの参加等について働きかけたい。</p> <p>また、障がい者団体等が実施する「自助」の意識醸成を図ることを目的とした防災学習会等への支援について当初予算において検討しているので活用していただきたい。</p> <p>・みんなで支え愛！災害時要支援者対策推進事業 16,300千円</p>
<p>・要介護透析患者対応可能な介護施設等整備すること。</p>	<p>現在、透析を受けている要介護高齢者については、透析医療に対応した介護療養型医療施設や、介護老人保健施設での通院介助、透析医療を専門とする医療機関に併設された有料老人ホームでの受入れなどにより対応が行われている。</p> <p>現行制度上は、透析治療は介護ではなく医療の分野であり、全国的にも介護施設での対応をしている事例はないと聞いているが、透析患者の住まいの問題でもあるので、関係機関から実態をお聞きし、医療と介護の連携が図られるよう助言などをしていきたい。</p>
<p>8 災害弱者対策の充実について</p>	
<p>・災害弱者（要援護身体・知的障がい児者、入院患者、高齢者等）対応（名簿、安心サポートファイル、避難経路のバリアフリー化、福祉避難所等）を充分考慮に入れた避難計画の作成と、訓練等の充実を図ること。</p>	<p>平成25年6月に一部改正された災害対策基本法により、災害時における要支援者（障がい者、要介護者、独居の高齢者など）の名簿作成が市町村の義務となるとともに、その名簿を活用した実効性のある避難支援が求められており、県では、市町村の福祉及び防災担当者への広報及び効果的な連携を呼びかけている。</p> <p>また、災害時における要支援者の避難計画や訓練の実現には、町内会・集落単位で住民が話し合いながら作成していく「支え愛マップ（災害時における要支援者の情報や避難所及び避難経路などが盛り込んだ地図）づくり」が効果的な手法であり、県として支援を行っている。</p> <p>県社協、市町村社協、市町村と連携し、支え愛マップづくりを行う町内会・集落等への補助の支援や、県民への取組の必要性を周知する講習会なども開催しながら、一層の推進を図ることについて、当初予算において検討している。</p> <p>・みんなで支え愛！災害時要支援者対策推進事業 16,300千円</p>
<p>・聴覚障がい者に対する災害時連絡通報対策を講じること。</p>	<p>住民への避難勧告・指示など緊急情報の伝達は市町村が主体的に担っており、県内市町村では情報伝達の体制整備として防災行政無線の整備率100%となっている。聴覚障がいのある方に対しては、ファクシミリや携帯電話の電子メール（緊急速報（エリア）メールを含む）を活用した連絡や、近隣に住むボランティア等が訪問を行うことにより、迅速で確実な情報伝達体制の確立に努めるよう働きかけている。</p> <p>平成17年からは市町村が避難勧告等を発表した際には放送事業者の協力を受けテレビを活用したテロップ（文字）放送も行っている。さらに、新たなシステムとしてデジタルサイネージ（防災行政無線等の情報の電光掲示板）の導入も市町村に働きかけていきたい。</p> <p>なお、県としては、市町村による主体的な情報伝達を補完するものとして、聴覚障がいのある方を含め、あんしんトリピーメール、とりったー（ツイッター）、とりネットHP（携帯電話版含む）</p>

要望項目	左 に対する 対応方針等
	<p>のほか、今年度末に構築する鳥取県災害情報システムにより、来年度から公共情報コモンズ（（一財）マルチメディア振興センターが運用）を活用して、テレビ、ラジオ等のメディアとの協力・連携を通してデータ放送、テロップ（文字）放送又は読み原稿等利用により県民へ情報伝達することとしている。</p> <p>また、聴覚障がい者は、悪天候時など自ら積極的に災害情報を入手することが大切であるが、情報を受け取りにくいという面があり、迅速に避難所への避難ができないことが懸念される。</p> <p>こうした事態を避けるためには、早い段階での隣近所による声かけ、安否確認が重要となり、日頃から自治会に加入したり、地域の避難訓練に参加したりするなど、近隣住民との関係性を深めておくことが大切である。</p> <p>市町村においては、災害時における要支援者対策として障がいのある方への個人避難支援計画の作成に努められているが、まだまだ十分ではない状況である。県としても、市町村に個人避難支援計画の作成の促進、支え愛マップづくりなど住民が迅速に避難できる体制の整備への障がいのある方などの参加等について働きかけたい。</p> <p>また、障がい者団体等が実施する「自助」の意識醸成を図ることを目的とした防災学習会等への支援について当初予算において検討しているので活用していただきたい。</p> <p>・みんなで支え愛！災害時要支援者対策推進事業 16,300千円</p>
<p>・透析患者等定期的医療サービス必要者に対するハード・ソフト対策を講じること。</p>	<p>災害時にも透析患者等定期的医療サービスが必要な方に切れ目なく医療が提供できるよう、地域医療再生基金等を活用して、透析を扱う医療機関も含めた自家発電装置の設置・充実、透析に必要な水の供給体制の増強等に対して支援してきており、また、県下の透析医療機関が参加した意見交換会で災害時の対応について情報交換を行ってきたところである。</p> <p>さらに、市町村や患者団体の意見も伺いながら、県・市町村・医療機関・患者団体・患者等が災害時に連携して対応するための指針を作成中であり、引き続き関係者の意見を伺いながら指針を完成させるとともに、透析患者等の災害時の対応についてハード・ソフト含めた更なる対策を検討していく。</p>
<p>9 栗の新品種「ぼろたん」等、「地域の新たな特産品づくり」を図るための支援制度の整備を行うこと。</p>	<p>琴浦町ともよく連携しながら、「地域の新たな特産品づくり」を図るために必要な支援について当初予算で対応したい。</p> <p>・魅力ある中山間特産物等育成支援事業 13,606千円</p>
<p>10 農林漁業の労働安全対策 作業中の事故の実態を把握し、事故減少に繋げる取り組みを実施すること。</p>	<p>耕種部門の農作業安全対策については、県警との情報共有、農作業安全推進員制度の改善等より多くの事故事例を把握できる仕組みづくりと、農業団体、農機具販売会社、農業共済、市町村、県など関係者が一体となって死亡事故をなくす取組を行うよう当初予算において検討している。</p> <p>・農作業安全・農機具盗難防止対策事業 2,053千円</p> <p>林業における作業中の事故については、事業者や労働局等に聞き取りを行い、事故原因や詳細を</p>

要望項目	左に対する対応方針等
	<p>把握し指導を行っている。また、労働災害の防止に向けて、安全講習の受講や安全防護具等の購入への助成について、引き続き、当初予算において検討するとともに、壊れにくい作業道の技術普及に取り組む。なお、緊急時に必要となる携帯電話の不感地区の解消に向けた実態の把握や衛星携帯電話の整備について、引き続き事業体等と協議していく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林整備担い手育成対策事業 16,633千円 <p>死亡・行方不明者を伴う漁船の人身事故については、海中転落を原因とするものが半数近くを占めている。また、海中転落者のライフジャケット非着用時の死亡率は着用時の約2.5倍である。操業中のライフジャケット着用は、漁船漁業の安全推進対策として非常に重要であり、漁協に対する通知や着用推進ガイドラインの配布等、適宜周知を行っている。今後も周知・啓発を行っていききたい。</p>
11 漁業後継者確保対策の継続と充実を図ること。	<p>雇用促進を図るため、漁業就業者確保総合対策事業により引き続き新規就業者の確保支援を当初予算で検討している。また、研修中途においても技術習熟度を確認、習熟度に応じた適切な指導を実施する等研修の工夫・充実を検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁業就業者確保総合対策事業（漁業就業者確保育成事業、次世代の漁業者育成事業、漁業就業チャレンジ体験トライアル、漁業担い手育成研修事業、漁業研修支援資金貸付事業） <p style="text-align: right;">19,754千円</p>
12 ため池防災対策の推進	
(1) 浚渫事業の補助対象編入とすること。	<p>ため池の浚渫については、貯水量に対する堆砂率がおおむね10%以上など、一定要件を満たすものは、国庫補助事業で実施することができる。国庫補助要件を満たさないものについては、単県事業のしっかり守る農林基盤交付金で実施することができるので、活用していただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・しっかり守る農林基盤交付金（通常基盤整備枠） 185,000千円
(2) 耐震補強への補助制度を創設すること。	<p>平成25年度は、ため池が決壊した場合、下流域の人家や公共施設等に甚大な被害を及ぼすおそれがある66箇所を対象にため池耐震診断を行っている。</p> <p>平成26年度は、耐震診断の結果を基に耐震補強の整備方針を策定するとともに、市町の意見を踏まえ国庫補助事業の耐震補強の負担割合を決定し、着工に向けた体制づくりを進めていく。</p>
13 県産牛の県内での販売を強化すること。	<p>鳥取和牛指定店等の流通業者による飲食店への販路拡大や、鳥取県畜産農業協同組合が中心となった農協の店舗等での県産牛肉の販路拡大の取組などで、県内の販売活動に対しても支援を行うよう当初予算において検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・畜産物消費拡大チャレンジ支援事業 6,000千円
14 木造住宅等の生産体制の強化	
(1) 個人事業者である大工等への人材育成対策として以下の講習を実施すること。 ・木造住宅の高度な省エネ施工に関する講習	<p>省エネ技術に関する講習については、平成32年度の住宅の省エネ基準義務化を見据え、鳥取県建築士会が事務局となり、国の委託事業により昨年度から向こう5年間の予定で大工技能者等を対象とした講習会を実施している。</p>

要望項目	左 に 対 する 対 応 方 針 等
<ul style="list-style-type: none"> ・木造住宅の耐震診断・耐震改修技術に関する講習 	<p>また、耐震診断、改修に関する講習については、従来から建築士を対象とした技術者養成講習を実施しているが、昨年度までに関係団体からの要請もあったことから、今年度より建築大工技能士も受講対象に加え実施している。</p> <p>いずれの講習も来年度も実施を予定しており、各関係団体と連携して、大工技能者が円滑に受講できるよう引き続き取り組んでいく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅・建築物耐震化総合支援事業（耐震化支援環境整備事業） 2, 188千円
(2) 県版の職人マイスター制度に取り組み、職人ブランドを確立すること。	<p>技能振興の観点から、人材育成及び高度熟練技能者等を対象とする表彰等を行っているところであるが、木造住宅等の生産強化につながる付加価値を高めるような仕組みについて検討したい。</p>
15 県産材の搬出・流通・利用拡大を図ることについて	
<ul style="list-style-type: none"> ・県産材の流通を促進するため、生産から販売までの一貫した流通形態を確立するために必要な支援を行うこと。 	<p>県産材の流通を促進するため、生産から販売までの一貫した流通形態の確立について、既存の施策の検証を含め、林業・木材産業の関係者と協議したい。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・間伐材搬出促進事業の継続、高性能林業機械・搬出運搬機械の導入促進のための予算措置を行うこと。 	<p>間伐材搬出促進事業の継続、高性能林業機械・搬出運搬機械の導入促進について、引き続き、当初予算において検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・間伐材搬出等事業 672, 000千円 ・低コスト林業機械リース等支援事業 107, 241千円
<ul style="list-style-type: none"> ・県産材利用の促進を図るため、法規制や木材関連の設計法・基準値の見直し、木の文化に根ざした日本建築の伝統木構法や軸組構法、ならびに建築技術者の育成についての普及・啓発活動を実施するための仕組作りと予算措置を行うこと。 	<p>木材の利用を促進するため、国において木造建築関連基準等の合理化及び効率的かつ実効性のある建築確認制度等の構築のあり方について検討が行われており、次期通常国会において建築基準法等の関連法規の改正が議論される予定と聞いている。この動向を注視しつつ、関係団体等の意見を聴いた上で、伝統木構法や軸組工法、建築技術者育成も含めて必要な対策を検討したい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・伝統建築技能者団体活動支援事業 4, 100千円
<ul style="list-style-type: none"> ・中山間地振興対策と併せ、雇用の創出と定住化ならびに林業の担い手となる人材育成等、林業運営の安定化を目指した総合的な対策と支援・助成事業の拡充をすること。 	<p>人材育成や事業量の確保に向けた支援について、引き続き、当初予算において検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鳥取県版緑の雇用支援事業 92, 397千円 ・造林事業 1, 026, 598千円 ・鳥取県緑の産業再生プロジェクト事業（森林・林業人材育成加速化事業）60, 000千円
<p>16 交通安全施設の設置について</p> <p>通学路をはじめとする道路の交通安全施設については、県、県警、市町村、地域住民が連携協議し、道路共用と同時に運用できるよう設置すること。</p>	<p>通学路の安全対策については、地域住民等の意見を踏まえ、関係機関が連携して信号機等の交通安全施設の整備に努めているほか、新設道路の供用等により交通環境が大きく変化する箇所についても、交通実態に応じた交通安全施設の整備に努めている。</p> <p>今後も、交通環境の変化に応じ、関係機関が連携を密にして、信号機等の交通安全施設の整備に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通安全施設整備費（信号機等整備事業） 1, 154, 509千円
17 商工業政策について	
(1) 多岐にわたる商工業支援施策について、可能なものは	<p>商工労働施策を紹介する企業支援ガイドブックや雇用関係助成制度を紹介するパンフレットを作</p>

要望項目	左 に 対 す る 対 応 方 針 等
統合整理し、利用者にとってわかりやすく再編すること。	成し、支援制度をわかりやすく紹介するよう努めているが、よりわかりやすくするため整理統合できるものがないか点検する。
(2)計画申請書の作成に当たって、最新の内容を加味できるように申請期限をなくし、通年での申請を可能とすること。	予算の効果的な執行のため採択審査会で審査する必要があるなどの理由で申請期限は設定しているものであるが、県事業費(予算)が比較的大きなものについては、複数年度にまたがる事業実施を可能にすることで、年度中途の申請も可能としている。
<p>18 ブラック企業対策について</p> <p>ブラック企業対策を労働局と連携して行うこと。併せて、高校において、労働基準法について教育を実施すること。</p>	<p>本県では悪質な労働関係法令違反の企業はないと聞いているが、関係法令を遵守するとともに、ワーク・ライフ・バランスを積極的に推進することなどによって、いかなる経済情勢にあっても、若者をはじめとして、働く人が安心して活躍できる環境を整えていくよう、関係団体に対して、県と労働局が共同で要請を行った。引き続き、県と労働局が共同で対応していく。</p> <p>県内高校3年生に配布する労働に関する基礎的な知識やルールについてまとめたハンドブックの作成(鳥取県労働者福祉協議会)を支援するとともに、ハンドブックを活用した基礎的な労働関係法令等に係る出前セミナーを高校等の希望に応じ開催することを当初予算で検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・勤労者福祉事業費(鳥取県労働者福祉協議会補助金) 2,652千円 ・職場環境改善支援事業(労務管理改善助言事業) 3,984千円